

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：南大阪湾岸流域下水道 石津送泥管 緊急補修工事

本工事は、南大阪湾岸流域下水道 石津送泥管の地中埋設箇所を汚泥の漏えいがあり、堺市の三宝・石津水再生センターからの送泥ができない状況にあります。このまま送泥不能が続けば下水道使用者の生活に多大な影響を及ぼすとともに公共用水域へ悪水が流出し、環境への被害をもたらす恐れがあることから、速やかに補修を行う必要があります。

このため、地中部分の漏えい箇所を特定し、緊急に対策を講じる必要があります。

そのためには、送泥管及び送泥施設の運転に精通していることが必要のため、南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター維持操作業務（汚泥処理）を受注し、日々、送泥管の維持管理を行っているクボタ環境サービス株式会社大阪営業所を選定し、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により、比較見積を省略します。